

■米子市空き家等の適正管理に関する条例骨子

項目	内容
目的	この条例は、空き家等の適正な管理についてその所有者等の責務を定めるとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対して市が講ずる措置を定めることにより、空き家等の倒壊等による事故及び空き家等が犯罪又は火災を誘発するものとなることを防止し、安全で安心な市民生活に寄与することを目的とします。
定義	この条例で使用する用語について、次のとおり規定します。 (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、無人の常況にあるもの (2) 危険な状態 ・老朽化等により、倒壊し、又はその建築材等が飛散するおそれがある状態 ・不特定の者が侵入し、犯罪又は火災を誘発するものとなり得るおそれがある状態
所有者等の責務	所有者等の責務として、空き家等の所有者等は、空き家等が危険な状態にならないよう適正な管理を行わなければならないこととします。
調査	適正な管理が行われていない空き家等について調査を行うことができることとします。
助言・指導	適正な管理が行われていない空き家等の調査により、その空き家等が危険な状態にあると認めるときは、空き家等の所有者等に対し、危険な状態の改善について助言又は指導することができることとします。
勧告	危険な状態の改善について指導したにもかかわらず、その空き家等がなお危険な状態にあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとします。
命令	勧告を受けた者が、必要な措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとします。
公表	命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、命令を受けた者の住所、氏名、空き家等の所在地及び命令の内容等を公表することができることとします。
代執行	命令を受けた者が当該命令に係る措置をとらず、かつ、当該措置をとらないことが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市が必要な措置をし、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができることとします。
関係機関との連携	この条例の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができることとします。
委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。